

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



第22回通常総会のご案内



1. 日時: 2025年6月17日(火) 10:00~11:20(予定)
2. 会場: 埼玉会館3C会議室及びオンライン(Zoom)
3. 議題: 第1号議案 2024年度事業報告並びに活動決算承認の件
監査報告
報 告 2025年度事業計画と活動予算
検討委員会報告、活動委員会の活動報告

◆ 正会員の皆様

6月初旬に議案書一式をお送りします。着後すぐに開封いただき、必要書類をご提出ください。

=総会記念講演のご案内=

相談員は見た！消費者被害の変遷 ～歴史から学ぶ消費者被害に遭わないポイント～

マルチ商法やオーナー商法、レスキュー商法など、形を変えながら
増え続けている消費者被害。
変遷や手口を学び、被害防止につなげましょう。



日 時: 6月17日(火) 11:30~12:30(総会終了後、同会場及びオンラインにて開催)

受付開始 11:20 *通常総会の終了時間によって前後する可能性があります

会 場: 埼玉会館3C 会議室 40名、オンライン(Zoom) 90名

講 師: 吉松 恵子さん(消費生活専門相談員 独立行政法人 国民生活センター客員講師)

申込締切: 6月10日(火)

申込方法: 要申込・抽選 正会員・賛助会員の方は、送付するご案内からお申込みください

① 専用申込フォーム(下記アドレスか右記二次元コードから)

<https://forms.gle/ZDGh74fQ4nmmXZGA7>

② メール nakusukai.05@saitama-k.com

必須事項: お名前(フリガナ)、参加方法(会場・オンライン)、緊急時連絡先(なるべく携帯電話)

③ 電話 048-844-8972(月・火・金 10時~15時)

*落選の場合のみ、6月13日(金)までにご連絡します。



消費者被害アンケート・めやすばこ「お金について」まとめ

なくす会活動委員会では、情報収集活動として『消費者被害アンケート・めやすばこ（以下、めやすばこ）』を毎年実施しています。今年度は「お金について」実施しました。

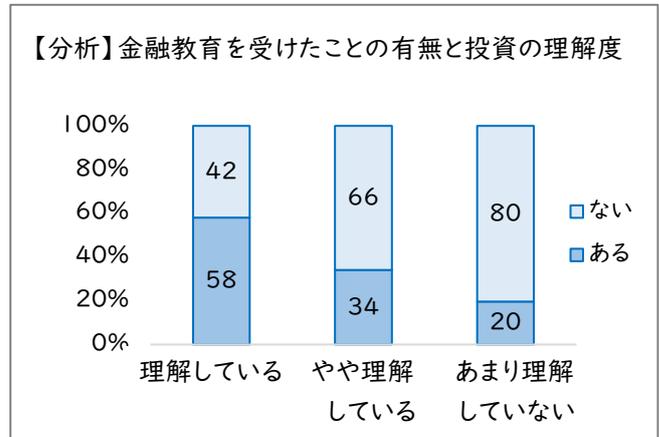
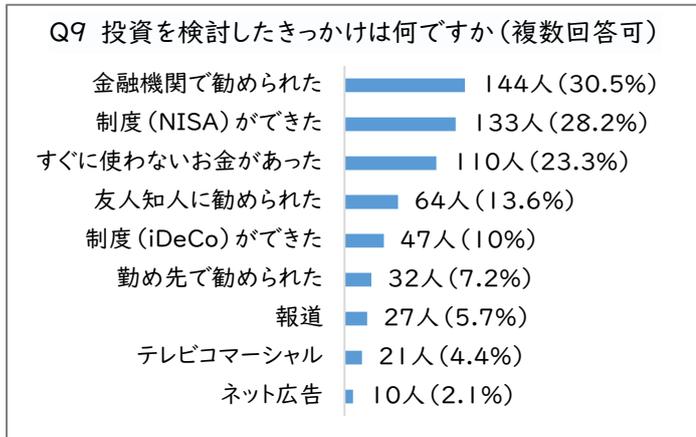
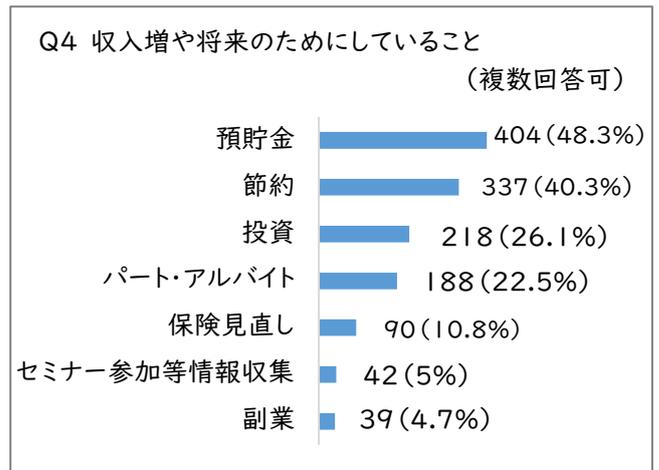
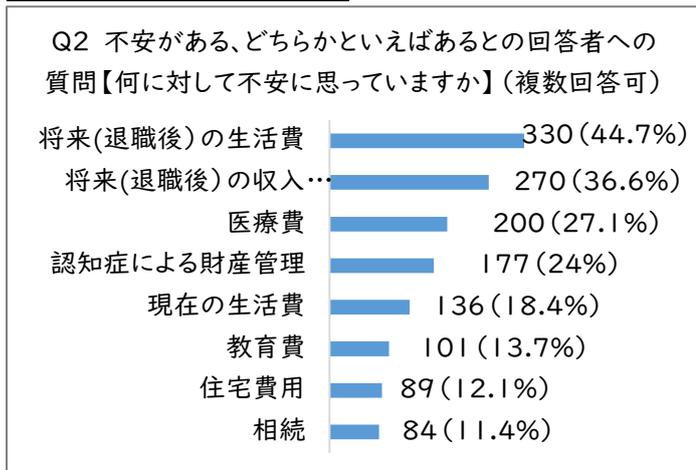
実施期間：2024年10月～12月

目的：物価高などお金についての不安が増える中、消費者が何に対して不安を持ちどのような対処をしているのか、金融教育についての認知度、投資に対する理解度などを調査しました。結果から見えてきた課題を学習会開催や要望書提出などなくす会の活動に活かします。



調査方法および有効回答：調査用紙の配布・回収およびインターネットフォームにて計950人

【アンケート結果(抜粋)】



【アンケートから見えてきたこと(抜粋)】

- 20代～50代の消費者は、予測しづらい将来の支出、収入に不安を持っている。
- 5人に1人の割合で、現状の収支を把握できていない。「把握している人」は「把握していない人」に比べて「お金の不安がない」と回答する割合が高いことがわかった。
- 収入増や将来のためにしていることは、預貯金48%、節約40%、次いで投資26%であった。どの世代でも多くの消費者が「貯蓄や節約」を実践しているが、金融機関や報道などの情報により「貯蓄から投資へ」と言われる中、投資を検討する機会は多くなった。一方で、金融教育を受けていない人は金融教育を受けている人よりも「投資内容」を十分理解していないことがわかった。
- NISAやiDeCoの制度ができ、すぐに使わない預貯金の使い道として「金融機関で勧められた」との構図が見えてきたが、金融機関で勧められて投資を始めた消費者でも「理解している」との回答は35%にとどまっている。金融商品の複雑さ、難しさが表れていると思われる。

アンケートから見えてきた、お金についての“大切なこと”

貯金をすること 現状の収支を見える化をすること
金融教育をうけること 自分や家族のおおまかな生活設計・収支予測を計画すること
金融商品は、きちんと理解した上で選ぶこと
社会や政治の動きにアンテナをはり、まわりからの情報を得て学ぶこと



【今後の活動に活かしたいこと】

なくす会として

消費者の立場にたった学習やリスクやトラブルなどの情報提供の機会を提供します。

自治体や公共機関などに対して

アンケート・めやすばこの結果を提供し、今まで金融教育を受けてこなかった世代が理解しないまま投資などを行っている可能性があるという状況を伝え、消費者に対する「金融教育」の機会を充実させることなどの要望を検討します。

金融機関に対して

アンケート・めやすばこの結果を提供し、金融機関で勧められ、投資を行っていても理解していない消費者が一定数いることを知らせ、「投資の目的」に沿って、「リスク」を含め「投資商品の内容」について理解するよう、説明強化を求めるとともに「家族など第三者の同席を求める」「契約を急がせない」「理解度を確認するツールの作成」「契約後のアフターフォロー」などの工夫の要望を検討します。

- 「めやすばこ調査結果まとめ」「めやすばこ調査用紙」
- 「回答後にお読みいただきたい解説資料」

は下記 URL または右記二次元コードからダウンロードできます

https://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/250410_01.html



差止請求

訴訟や申入れ活動を行っている事案(2025年5月10日現在)

事業者	概要
AGODA COMPANY PTE. LTD. (本社:シンガポール)	(オンライントラベル事業者)【訴訟継続】 「アゴダ®」というサービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求め、2023年12月6日、さいたま地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。海外法人への訴訟となり、訴状の送付に時間がかかっています。第1回期日開催日時は未定です。
JustAnswer LLC (本社:アメリカ)	(オンライン相談事業者)【書面による事前の差止請求】 ウェブサイト上の最終申込み画面において、トライアル料金の500円が強調されており、継続的な契約であることなどが理解できるような法定要件を満たさないとして、最終申込画面の修正を求め、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行いました。その後「該当箇所を修正した」との「連絡文」を受領しました。

デジタルデータソリューション(株)	(データ復旧事業者)【申入れ】 当該事業者が提供するデジタルデータリカバリーというサービスに関する「復旧率最高値 95.2%」との表示の使用停止または適切な内容に修正することを求めています。
(株)リブ・マックス	(マンスリーマンション事業者)【申入れ】 当該事業者の使用する建物定期賃貸借契約について、一部条項の使用停止または適切な内容に修正することを求めています。
お魚通販.com(株)	(金券・チケット買取及び商品券のサービス事業者)【申入れ】 当該事業者が運営するアマギフトにおいて使用する約款中の一部条項の削除または適切な内容に修正することを求めています。
(株)ファーマフーズ	(美容製品販売事業者)【申入れ】 当該事業者がインターネット上で販売している薄毛治療薬・育毛剤「ニューZ」に関する広告上の一部表記の削除または適切な内容に修正することを求めています。

※ 訴状その他の文書についてはなくす会ホームページでご確認ください。

申入れ活動を終了した案件

(株)HAL:2025年3月、インターネット広告上の広告表示および最終確認画面表示が修正されていることが確認できたため、申入れ活動を終了しました。

被害回復

ライフティ(株)に対する被害回復訴訟の進捗状況

第6回弁論準備期日が3月24日(月)、さいたま地方裁判所にて行われました。次回は5月26日(月)です。弁論準備期日のため、傍聴はできません。



事務局より



2025年度会費について

団体会員の皆様

2025年度(2025年4月1日~2026年3月31日)の会費は5月末までの納入にご協力をお願いいたします。

個人会員の皆様

本ニュースレターに納入の願いを同封させていただきます。早めの納入にご協力をお願いいたします。

新規会員募集中!!!

なくす会の活動を会員としてご支援いただける方をお待ちしています!

会員になった方には、ニュースレターを郵送またはメールにてお届けいたします。

団体正会員:一口10,000円/年 個人正会員:一口3,000円/年

※正会員は総会での議決権が発生します。

また、正会員特典として、なくす会主催学習会のアーカイブ視聴をご案内します。

団体賛助会員:一口3,000円/年 個人賛助会員:一口1,000円/年



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)

